

議案第23号

二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

学校教育法の改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

二宮町小児の医療費の助成に関する条例（平成17年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の中学校部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日までにある者をいう。ただし、次の各号に掲げる場合の区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める日までにある者は、小児とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校若しくは特別支援学校の中学校部（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日までにある者をいう。ただし、次の各号に掲げる場合の区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める日までにある者は、小児とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>